

『系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕
【令和3年4月】』
補 遺

本書発行後、2024年4月1日に「系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕」が一部改正されましたので、その内容を「補遺」として下記のとおりまとめました。

記

13頁

◆「検証ポイント」欄 下から7行目から5行目

- ・「督指針Ⅲ-4-10-4-3(2)、③、ウ、漁協系統信用事業における総合的な監督指針Ⅲ-4-8-4-2(2)、③、ハ」を「督指針Ⅲ-4-10-4-3(3)③、漁協系統信用事業における総合的な監督指針Ⅲ-4-8-4-2(3)③」に変更

14頁

◆「検証ポイント」欄 上から10行目から11行目

- ・「中小企業再生支援協議会」を「中小企業活性化協議会」に変更

◆「検証ポイント」欄 下から19行目から17行目

- ・「4-3(2)③ウ（注1）及び（注2）又は漁協系統信用事業における総合的な監督指針Ⅲ-4-8-4-2(2)③ハ」を「4-3(3)③（注1）及び（注2）又は漁協系統信用事業における総合的な監督指針Ⅲ-4-8-4-2(3)③」に変更

15頁

◆「検証ポイント」欄 上から7行目から9行目

- ・「（Ⅲ-4-10-4-3(2)③ウ）又は漁協系統信用事業における総合的な監督指針（Ⅲ-4-8-4-2(2)③ハ）」を「（Ⅲ-4-10-4-3(3)③）又は漁協系統信用事業における総合的な監督指針（Ⅲ-4-8-4-2(3)③）」に変更

16頁

◆「検証ポイント」欄 下から21行目から19行目

- ・「（Ⅲ-2-8-2(2)、③、イ）漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針（Ⅲ-2-7-2(2)、③、イ）」を「（Ⅲ-2-8-2(1)③イ）、漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針（Ⅲ-2-7-2(2)③イ）」に変更

◆「検証ポイント」欄 下から17行目から15行目

- ・「（Ⅲ-3-2-4-3(2)、③）及び保険会社向けの総合的な監督指針（Ⅲ-2-16-3(2)、③）」を「（Ⅲ-3-2-4-3(3)③）及び保険会社向けの総合的な監督指針（Ⅲ-2-15-3(1)③イ）」に変更

19頁

◆「検証ポイント」欄 下から16行目と14行目

- ・「資本的劣後ローン等」を「資本性適格貸出金」に変更

◆「検証ポイント」欄 下から12行目

- ・「平成 16」を「2004」に変更

22頁

◆下から 2 行目から 1 行目

- ・ 3. の文章を削除

58頁

◆下から 8 行目と 7 行目

- ・ 「4-3(2)、③」を「4-3(3)③」に、「Ⅲ-2-17-3(2)、③」を「Ⅲ-2-15-3(1)③イ」に変更

71頁

◆「2. 業況」内 上から 5 行目、「3. 自己査定」内 上から 1 行目

- ・ 「中小企業再生支援協議会」を「中小企業活性化協議会」に変更

◆「3. 自己査定」内 下から 3 行目

- ・ 「Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハ」を「Ⅲ-4-9-4-3(3)③」に変更

72頁

◆上から11行目から13行目

- ・ 「おり、債務者が～こととされて」を削除

◆上から15行目および下から 6 行目

「中小企業再生支援協議会」を「中小企業活性化協議会」に変更

◆上から19行目

- ・ 「Ⅲ-4-9-4-3(2)、③、ハ」を「Ⅲ-4-9-4-3(3)③」に変更

73頁

◆「3. 自己査定」内 下から 6 行目から 4 行目

「資本的劣後ローン等」を「資本性適格貸出金」に変更

◆「3. 自己査定」内 下から 4 行目

- ・ 「平成 16」を「2004」に変更

以上